

●保険証を紛失したとき

保険証の紛失・盗難には十分注意しましょう。保険証はクレジットカードと異なり、紛失や盗難にあった際に利用を停止することはできません。

万が一、保険証を紛失したり、盗難にあった場合は、悪用される恐れもありますので、警察に届出てください。また、事業主(会社)を経由して保険証の再交付の手続きを速やかに行ってください。

①最寄りの警察署に届出る	「受理番号」を控えておいてください。万が一悪用された場合、不正使用されたことの証明になります。
②健康保険組合へ再交付の申請	再交付手数料1枚1,000円を指定口座へ入金し、「被保険者証・滅失き損・再交付申請書」を提出。
③その他の処置【参考情報】	第三者による不正利用が懸念されるときは「個人情報情報機関の本人申告」制度を利用することができます。 (100%防止できるわけではありません。) 「個人情報情報機関」は消費者金融・クレジット・銀行の各業界に設置されていますので、詳しくは、各WEBサイトにて確認ください。

- ◆ 消費者金融系 株式会社 日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
- ◆ クレジット系 株式会社シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
- ◆ 銀行系 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●保険証をき損(汚損)したとき

保険証をき損(汚損)したときは、「被保険者証滅失き損・再交付申請書」にき損(汚損)した保険証を添えて、事業主(会社)を経由して保険証の再交付の手続きを速やかに行ってください。